

(仮称)「第3次小平市ごみ処理基本計画」策定の基本方針

1 計画策定の背景

現行の「小平市ごみ処理基本計画」は、本市における廃棄物の減量と処理に係る事業の根幹となるものとして、平成15年度（2003年度）から平成24年度（2012年度）までを計画期間として策定し、平成19年度（2007年度）に中間改訂を行いました。（本年度、計画期間を1年間延伸し、平成25年度（2013年度）までとしました。）

今般、計画期間の満了を迎えるに当たり、今後の循環型社会の確立を目指した総合的かつ計画的な廃棄物処理事業を推進するため、(仮称)「第3次小平市ごみ処理基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項に基づく「一般廃棄物処理基本計画」になります。

今回の策定においては、「小平市第三次長期総合計画」との整合性を図るとともに、「小平市第二次環境基本計画」の理念を踏まえた上で、さらなる廃棄物の減量と適正処理への方策を定めます。

3 計画対象期間

本計画の対象期間は、平成26年度（2014年度）から平成34年度（2022年度）までとし、平成29年度（2017年度）を中間目標年度として、計画の定期見直しを行います。

4 計画の内容

法第6条第2項に基づき、次に掲げる事項を定めます。

- ① 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ② 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ③ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ⑥ その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

5 計画策定体制

(1) 庁内体制

計画策定の事務は、環境部ごみ減量対策課において行い、必要に応じて関係各課との調整を図ります。また、計画案（素案及び原案）については、庁議に付議し、承認を得るものとします。

(2) 小平市廃棄物減量等推進審議会による検討

平成22年（2010年）に、小平市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）へ、「小平市ごみ処理基本計画策定の基本的事項について」を諮問し、基本方針及び施策展開の方向性について、平成24年（2012年）5月に答申を受けています。

同年7月には、「小平市ごみ処理基本計画の策定について」を諮問し、来年度に向けて、審議会の意見等をいただきながら、計画の策定を進めていきます。

(3) 市民からの意見・要望の収集

計画案（素案）をもって、地域懇談会及び市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施します。

6 計画策定の留意事項

(1) 市議会への報告

計画策定については、本方針の策定、パブリックコメントの実施及び計画の策定の際に、適宜、市議会への報告を行います。

(2) 情報の公開

計画策定の進捗に応じて、適宜小平市ホームページ等で情報を公開します。

また、審議会は公開とし、会議の要旨及び審議資料等については、終了後速やかに小平市ホームページにより公表します。

7 計画策定のスケジュール（予定）

	審議会・市民参加	議会関係	所管課	
平成25年(2013年)	3月	幹事長会議:本方針の報告		
	4月	審議会:市民アンケートの内容について	実態調査(市民アンケート)	
	5月		実態調査(組成分析調査)	
	6月	審議会:実態調査の結果について		
	7月	審議会:骨子案について	骨子案作成	
	10月	審議会:計画案(素案)について	計画案(素案)作成 計画案(素案)庁議付議	
	11月	パブリックコメント(~12月)	素案配付 幹事長会議:パブリックコメントの実施	
	12月	地域懇談会	生活文教委員会:事務報告	
平成26年(2014年)	1月	審議会:パブリックコメント実施結果について		
	2月	審議会:答申案及び計画案(原案)について	計画案(原案)作成	
	3月	審議会:答申	幹事長会議:策定報告 計画書配付 計画案(原案)庁議付議・市長決裁・計画確定 印刷製本	